

群馬県多面的機能支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村に多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律78号。以下「法」という。）、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令」（平成26年政令第347号）、多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び交付率)

第2 交付の対象経費及び交付率は、別表に掲げるところによる。

(交付申請)

第3 規則第4条の規定による、交付金の交付を申請しようとする補助事業者は、交付金交付申請書（別記様式第1号）正副2通を提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(変更承認申請)

第4 規則第5条の規定による交付金の交付決定を受けた補助事業者は、規則第9条第1項の規定により、承認を得ようとするときは、変更承認申請書（別記様式第2号）正副2通を提出しなければならない。

2 規則第9条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

(執行状況報告)

第5 交付決定を受けた補助事業者は、交付金の交付のあった年度の12月31日現在において執行状況報告書（別記様式第3号）を作成し、当該年度の1月20日までに正副2通を提出しなければならない。

ただし、第7に定める概算払請求書をもって代えることができる。

2 交付決定を受けた補助事業者は、規則第9条第2項の規定により報告するときは、執行状況報告書（別記様式第3号）にその理由を付して提出しなければならない。

(実績報告)

第6 交付決定を受けた補助事業者は、規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、実績報告書（別記様式第4号）正副2通を提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出時期は、規則第11条の規定にかかわらず知事が別に定める日までとする。

3 第3第2項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第3第2項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第5号）により速やかに県に報告するとともに、県の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により県に報告しなければならない。

(概算払)

第7 規則第7条第2項の規定により、市町村は執行した額、推進組織は執行に必要な額を概算払請求できるものとする。

2 前項の概算払請求書の様式は別記様式第6号とし、正副2通を知事に提出しなければならない。

(精算)

第8 交付決定を受けた補助事業者は、交付金について、実施要綱別紙1の第2、別紙2の第2に定める対象組織から返還が生じた場合は、県に返還するものとする。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度補助金から適用する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別 表

事業	経費の内容	交付率等	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 農地維持支払交付金	実施要綱別紙1により市町村が対象組織に対し農地維持支払交付金を交付するのに要する経費	実施要綱別紙1の第6の2の(1)及び(2)の交付単価に対象面積を乗じた額の4分の3以内	実施要綱別紙2により市町村が活動組織に対して支払う資源向上支払交付金に要する経費との相互間における30%を超える額の増減	対象組織の変更
2 資源向上支払交付金	実施要綱別紙2により市町村が対象組織に対し資源向上支払交付金を交付するのに要する経費	実施要綱別紙2の第6の2の(1)、(2)の基本単価に対象面積を乗じた額の4分の3以内及び別紙2の第6の2の(3)、(4)の交付額の4分の3以内	実施要綱別紙1により市町村が活動組織に対して支払う資源向上支払交付金に要する経費との相互間における30%を超える額の増減	対象組織の変更

農業事務所長 様

市町村長名 氏 名 印

平成 年度多面的機能支払交付金交付申請書

このことについて、下記のとおり事業を実施したいので、群馬県多面的機能支払交付金交付要綱第3の規定により交付金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画（実績）及びその内容

(1) 農地維持支払交付金

ア. 基本単価

区 分	対象農用地面積	交付額（事業費）	交付額（国費+県費）	備 考
田	a	円	円	
畑	a	円	円	
草地	a	円	円	
計	a	円	円	

イ. 加算単価（加算措置の適用がある場合のみ記載する）

区 分	対象農用地面積	交付上限額（事業費）	交付上限額(国費+県費)	備 考
田	a	円	円	
畑	a	円	円	
草地	a	円	円	
加算単価 適用集落	集落	円	円	
加算単価 適用組織	組織	円	円	
計	a	円	円	

(注) 1集落あたり加算上限と1組織あたり加算上限が重複する場合は、1組織あたり加算上限額を適用する組織欄に記載すること。

加算措置の対象組織数	組織
------------	----

(2) 資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

区 分	対象農用地面積	交付額 (事業費)	交付額 (国費+県費)	備 考
田	a	円	円	
畑	a	円	円	
草地	a	円	円	
計	a	円	円	

イ. 施設の長寿命化のための活動

区 分	対象農用地面積	交付上限額 (事業費)	交付上限額(国費+県費)	備 考
田	a	円	円	
畑	a	円	円	
草地	a	円	円	
1集落 200万円	集落	円	円	
計	a	円	円	

(注) 1集落200万円を適用する場合、対象農用地面積は各区分欄に記載する。

ウ. 地域資源保全プランの策定

対象組織数	交付額 (事業費)	交付額 (国費+県費)	備 考
	円	円	

エ. 組織の広域化・体制強化

対象組織数	交付額 (事業費)	交付額 (国費+県費)	備 考
	円	円	

3 経費の配分

(単位:円)

区 分	交付金に係る事業に要する経費 (交付金に係る事業に要した経費)	負担区分			備 考
		国 費	県 費	市町村費	
農地維持支払交付金					
資源向上支払交付金					
合 計					

(注) 備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定 (事業完了) 年 月 日

5 収支予算（収支精算）

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
農地維持支払交付金 (基本単価)					
農地維持支払交付金 (加算単価)					
対象組織からの返還額					
計					
資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動)					
資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)					
資源向上支払交付金 (地域資源保全プランの策定)					
資源向上支払交付金 (組織の広域化・体制強化)					
対象組織からの返還額					
計					
合 計					

（2）支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
農地維持支払交付金 (基本単価)					
農地維持支払交付金 (加算単価)					
県への返還額					
計					
資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動)					
資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)					
資源向上支払交付金 (地域資源保全プランの策定)					
資源向上支払交付金 (組織の広域化・体制強化)					
県への返還額					
計					
合 計					

<施行注意>

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載するとともに、「5. 収支予算」を「5. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

別記様式第2号（第4関係）

番 号
年 月 日

農業事務所長 様

市町村長名 氏 名 印

平成 年度多面的機能支払交付金変更承認申請書

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定のあった事業の実施について、下記のとおり計画を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、群馬県多面的機能支払交付金交付要綱第4の規定により申請します。

記

記載事項は別記様式第1号の記に準じる。

注： 交付金の交付決定に係る内容及び経費の配分並びに変更後の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように作成するものとし、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更に係わる部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

別記様式第3号（第5関係）

番 号
年 月 日

農業事務所長 様

市町村長名 氏 名 印

平成 年度多面的機能支払交付金執行状況報告書

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定のあった事業について群馬県多面的機能支払交付金交付要綱第5の規定により執行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	計 画 A (円)	出 来 高 B (円)	進 捗 度 B/A (%)	備 考
農地維持支払交付				
資源向上支払交付金				

出来高欄には交付金の支払い金額を記載すること

注1：規則第9条第2項の規定に基づき報告するときは、その理由を付すこと。

別記様式第4号（第6関係）

番 号
年 月 日

農業事務所長 様

市町村長名 氏 名 印

平成 年度多面的機能支払交付金実績報告書

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、群馬県多面的機能支払交付金交付要綱第6の規定に基づきその実績を報告します。
(なお、精算額として、交付金未受領額 円の交付を請求します。)

記

記載事項は、別記様式第1号の記に準じる。(財産管理台帳(別紙)を添付すること。)

注1： 交付金の交付決定に係る内容及び経費の配分(変更された場合は変更後の内容等)並びに実績報告の内容及び経費の配分を比較対照できるように作成するものとし、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更となった部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

農業事務所長 様

市町村長名 氏 名 印

平成 年度 仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定のあった事業の交付金について、群馬県多面的機能支払交付金交付要綱第6の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---------------------------------------|---|---|
| 1 | 交付金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | （平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した
仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接交付金事業者が法人格を有しない組合等の場合には、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接交付金事業者が法人格を有しない組合等の場合には、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

農業事務所長 様

市町村長名 氏 名 印

平成 年度多面的機能支払交付金概算払請求書

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定のあった事業の交付金について、群馬県多面的機能支払交付金交付要綱第7の規定に基づき、下記のとおり金 円を概算払いによって交付されたく請求します。

記

1 理 由

2 明 細

区 分	交付金 交付決定額 ① (円)	既受領額 ② (円)	今回請求額 ③		残 額 ①-(②+③) (円)
			金 額 (円)	〇月〇日ま での出来高 (%)	
農地維持支払交付金					
資源向上支払交付金					
計					